

ABUW 福岡南(保育所等訪問支援)運営規程

第1条 (事業の目的)

この規程は、ナックスデザイン株式会社(以下、「事業者」という。)が開設する ABUW 福岡南(以下、「事業所」という。)において行う指定通所支援(保育所等訪問支援)に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児(以下、「利用者」という。)及びその利用者に係る通所給付決定保護者(以下、「保護者」という。)等の意思及び人格を尊重し、適切な保育所等訪問支援を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 事業者は、保育所等訪問支援の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。
- 2 事業所の従業者は、保育所等訪問支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 事業者は、その提供する保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 前3項のほか、事業者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び福岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ABUW 福岡南
- (2) 所在地 福岡県福岡市南区向野 2-14-20 1F

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者:1名(常勤・児童発達支援管理責任者と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者:1名(常勤・専従)
児童発達支援管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、利用者又はその保護者に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
- (3) 訪問支援員:1名以上(常勤・専従または常勤・兼務)
訪問支援員は、個別支援計画に基づき、利用者に対して適切な指導等を行う。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月に10日間(月曜日から金曜日とする。但し、12/29～1/4(年末年始)は除く)
- (2) 営業時間 営業日のうち9:00～13:00
- (3) サービス提供時間 営業日のうち9:00～13:00

第6条（事業の主たる対象とする障害の種類）

事業の主たる対象とする障害の種類は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害のある児童
- (2) 知的障害のある児童
- (3) 精神障害のある児童
- (4) その他 ＊重症心身障害児を除く

第7条（指定保育所等訪問支援の内容）

事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 集団生活における相談援助
- (2) 集団生活における個別支援
- (3) 保護者への援助
- (4) 園・学校の先生や指導者への情報共有
- (5) その他、必要な援助

第8条（障がい児の地域社会への参加及び包摂の推進）

事業者は、障がい児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めるものとする。

第9条（個別支援計画）

個別支援計画は児童発達支援管理責任者が作成を行い、以下の内容に留意する。

- 2 個別支援計画の作成に当たっては、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。
- 3 個別支援計画の作成に当たっては、利用者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、利用者に対する保育所等訪問支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求める。
- 4 個別支援計画の作成に当たっては、保護者及び利用者に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得る。
- 5 個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定利用者相談支援を提供する者に交付する。
- 6 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該個別支援計画の変更を行う。
- 7 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - (1) 定期的に通所給付決定保護者及び利用者に面接する。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録する。

8 第1項から第6項までの規定は、個別支援計画の変更について準用する。

第10条（通所給付決定保護者から受領する費用の種類）

- 1 保育所等訪問支援を提供した際に事業者が受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として保護者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。
- 2 事業者は、保育所等訪問支援の提供にあつては、前項の支払いを受けるほか、そのサービスの提供に係る便宜に要する費用及び衛生材料等の購入費として、保護者から支払いを受けることができるものとする。
- 3 事業者は、前項の支払を受ける場合には、保護者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 事業者は、第1項および第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った保護者に交付するものとする。

第11条（通常の事業の実施地域）

事業所の通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

福岡市南区

＊但し、通常の事業実施地域以外でもサービス提供を行う場合がある。

第12条（サービスの利用に当たっての留意事項）

利用者及び保護者は、保育所等訪問支援の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 利用者の受給者証が発行及び変更された場合、保護者に速やかに内容の提供を求める。
- (2) サービスに要する器具・物品等を適切に取り扱う。
- (3) 事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

第13条（緊急時等及び事故発生時における対応方法）

- 1 従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、サービス提供場所の責任者に報告し、その指示を仰ぐ。
- 2 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、前項の事故状況及び事故に際して講じた措置について記録し保存をする。

第14条（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

事業者は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

第 15 条（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定保育所等訪問支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 16 条（安全計画の策定等）

事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、障がい児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。

4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第 17 条（苦情解決）

事業者は、事業所において提供した保育所等訪問支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

事業所及び行政等の相談窓口は重要事項説明書に記載する。

第 18 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止に関する責任者の選定

事業所窓口：児童発達支援管理責任者 責任者：管理者及び統括責任者

（2）苦情解決体制の整備

別途マニュアルを参照

（3）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

頻度：年に1回以上実施 内容：基礎研修及び事例確認

第 19 条（身体拘束等の禁止）

事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障がい児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的
に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第 20 条 (その他運営に関する留意点)

事業者は、事業所において適切な保育所等訪問支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備
するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1)採用時研修 採用時 6 か月以内
- (2)継続研修 年 1 回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその保護者の秘密を保持するものとする。
- 3 事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその保護
者の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する保育所等訪問支援の提供に関する諸記録を整備し、当該サービス
を提供した日から 5 年間保存するものとする。

第 21 条 (委任)

この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、ナックスデザイン株式会社と事業所の管理者
との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。
2. 令和 7 年 4 月 1 日 第 4 条 一部条文変更